

# 入院基本料等に関する事項について

当院では、療養病棟入院基本料の届出に基づき療養病棟入院料1を算定しています。

## 看護等に関する事項について

当院では、1日に10人以上の看護職員と10人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間帯ごとの配置は次の通りです。

- \* 朝8：45～夕方17：15 看護職員1人当たり受持ち数は8人以内です。  
看護補助者1人当たり受持ち数は8人以内です。
- \* 夕方17：15～朝8：45 看護職員1人当たり受持ち数は31人以内です。  
看護補助者1人当たり受持ち数は31人以内です。

## 入院時食事療養について

- ・入院時食事療養費(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適温適時で提供しております。
- ・医師の発行する食事箋に基づき、特別食を提供しております。
- ・病院内の食堂で食事が出るスペースを設置しております。

